

○茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱

平成23年3月29日
告示第138号

改正 平成28年3月29日告示第92号
平成30年3月12日告示第83号
令和2年3月27日告示第101号
令和3年3月29日告示第98号
令和3年5月28日告示第148号
令和5年3月29日告示第95号
令和6年3月28日告示第110号
令和7年3月28日告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における商工業の振興を図るため、市内中小企業者等が技術力及び経営力の強化を目的として行う人材育成、経営改善事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当し、かつ、市内に事業所を有する者で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める分類表のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 別表に定める事業を主たる事業として営むもの
 - イ ア以外のものが別表に定める事業を行う場合であって商工業の振興を図るために当該事業の技術力及び経営力を強化する必要があると市長が認めるもの
- (2) 中小企業グループ 5者以上の市内中小企業者で構成するグループをいう。
- (3) DX（デジタルトランスフォーメーション） 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データ及びデジタル技術を活用して、顧客及び社会のニーズを基に、製品、サービス及びビジネスモデルを変革するとともに、業務プロセス、組織並びに企业文化及び風土を変革し、並びに競争上の優位性を確立することをいう。
- (4) GX（グリーントランスフォーメーション） 企業がカーボンニュートラル（二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸收源による除去量とを均衡させることをいう。）の実現に向けた取組を成長の機会ととらえ、温室効果ガスの排出源となる燃料や電力の再生可能なエネルギーへの転換等を通じて、業務プロセス、組織並びに企业文化及び風土を変革し、並びに競争上の優位性を確立することをいう。

(補助対象者)

第3条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる者は、市内中小企業者又は中小企業グループとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

い。

- (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
- (3) 市税（国民健康保険税を含む。）滞納者及び市税未申告者（補助対象者が法人の場合は、その代表者を含む。）
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。ただし、当該年度内に完了する事業とする。

- (1) 市内中小企業者が人材育成、経営改善等に関する研修会、講座等を受講する事業
- (2) 中小企業グループが人材育成、経営改善等に関する研修会、講座等を自ら開催する事業。ただし、講演会又は視察のみの事業は除くものとする。
(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除くものとし、補助金の額に100円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額等
前条第1号に規定する事業	<ul style="list-style-type: none">(1) 受講料及び受講に義務付けられたテキスト等購入費(2) その他市長が必要と認める経費	<ul style="list-style-type: none">(1) 情報サービス業を行う者（次号に掲げる者を除く。）(2) DX及びGXに関する研修会、講座等を受講又は開催する者(3) 前2号以外の者	<p>受講者1人につき1万円を限度とする。ただし、1市内中小企業者に交付する補助金は、当該年度につき合計10万円を限度とする。</p> <p>1事業につき5万円を限度とする。ただし、1中小企業グループに交付する補助金は、当該年度につき1回を限度とする。</p>
前条第2号に規定する事業	<ul style="list-style-type: none">(1) 会場等使用料、講師謝金（旅費等を含む。）、教材費、資料代(2) その他市長が必要と認める経費	<ul style="list-style-type: none">3分の2以内3分の2以内2分の1以内	

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に、次に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 受講する研修会、講座等の受講料等内容がわかる書類（第4条第1号に規定する事業に限る。）
- (2) 市税の納税証明書
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならぬ。

(変更後の交付決定)

第9条 市長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更内容等を承認するかどうかを決定し、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金変更承認決定書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 受講者が補助対象事業を受講したことが確認できる書類等（第4条第1号に規定する事業に限る。）
- (3) 補助事業の実施状況が確認できる写真、書類等（第4条第2号に規定する事業に限る。）
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第12条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を提出するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が補助金の交付を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年3月29日告示第92号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日告示第83号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日告示第101号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日告示第98号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月28日告示第148号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和5年3月29日告示第95号）
(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月28日告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第98号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

日本標準産業分類の分類	大分類D（建設業） 大分類E（製造業） 大分類G（情報通信業）のうち中分類39（情報サービス業） 大分類I（卸売業、小売業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち小分類番号746（写真業） 大分類M（宿泊業、飲料サービス業）のうち中分類76（飲食店）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）、 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち中分類78（洗濯・理容・美容・浴場業）、中分類79（その他の生活関連サービス業）、小分類番号801（映画館）
-------------	---

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付申請書

(宛先)茅野市長

住　　所
企　業　名
代表者氏名

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金（受講）の交付を受けたいので、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額※1		円
2 研修会等の内容	研修会等の名称	
	研修会の種別※2	<input type="checkbox"/> 通常講座 <input type="checkbox"/> DX（デジタルトランスフォーメーション）関連講座 <input type="checkbox"/> GX（グリーントランスフォーメーション）関連講座
	実施場所	
	期　　日	年　月　日から　　年　月　日まで
3 研修会等への参加目的		
4 研修会等の参加費用等		総額 内訳
5 研修会等の参加者氏名等		氏名 (役職)
		氏名 (役職)
		氏名 (役職)
6 申請企業情報	資　本　金	
	役員を除く常用使用する総従業者数	(年　月現在)
7 連絡先	主たる業種※3	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 情報サービス業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 写真業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 持ち帰り・配達飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 洗濯・理容・美容・浴場業 <input type="checkbox"/> その他の生活関連サービス <input type="checkbox"/> 映画館 <input type="checkbox"/> その他 ()
	担当者職・氏名	
	電話・FAX・Email	TEL : FAX : Email :

※1：補助対象経費（事業支出総額から消費税及び地方消費税相当額などの補助対象外となる経費を除いた額）に補助率（情報サービス業、DX関連講座及びGX関連講座は3分の2以内、その他は2分の1以内）を乗じて算出し、100円未満は切り捨てる。受講者1人につき1万円を限度とすること。

※2：該当する研修会の種別の□にレ点を記入すること。

ただし、DX及びGXに該当するか否かの判断は受付時に審査します。

※3：該当する業種の□にレ点を記入すること。

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付申請書

(宛先)茅野市長

住　　所
グループ名
代表者氏名

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金（開催）の交付を受けたいので、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額※　　円

※1：補助対象経費（事業支出総額から消費税及び地方消費税相当額などの補助対象外となる経費を除いた額）に補助率（情報サービス業及びDX関連講座は3分の2以内、その他の業種は2分の1以内）を乗じて算出し、100円未満は切り捨てること。1事業につき5万円を限度とすること。

2 研修会等の内容

(1) 研修会等の名称	
(2) 研修会の種別※2	<input type="checkbox"/> 通常講座 <input type="checkbox"/> DX（デジタルトランスフォーメーション）関連講座 <input type="checkbox"/> GX（グリーントランスフォーメーション）関連講座
(3) 実施場所	
(4) 期日又は期間	年　月　日から　　年　月　日まで
(4) 研修会等の目的・概要	(目的) (概要)

※2：該当する研修会の種別の□にレ点を記入すること。

ただし、DX及びGXに該当するか否かの判断は受付時に審査します。

3 研修会等に要する費用の収支

(収入)

項目	金額(円)	備考
グループ負担		
市補助金		
その他の		
合計		

(支出)

項目	金額(円)	備考
消費税及び地方消費 税相当額		
合計		

4 代表者の企業情報

代表者の企 業情報	企業名及び代表 者職・氏名	
	所在地	
	資本金	
	役員を除く常用 使用する総従業 者数	(年月現在)
	主たる業種 ^{※3}	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 情報サービス業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 写真業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 持ち帰り・配達飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 洗濯・理容・美容・浴場業 <input type="checkbox"/> その他の生活関連サービス□映画館
本申請の担 当者連絡先	担当者職・氏名	
	電話・FAX・Email	TEL : FAX : Email :

※3：該当する業種の□にレ点を記入すること。

添付書類

グループ構成員の名簿(企業ごとに①企業名、②代表者職・氏名、③所在地、④資本金、
⑤常用使用する従業員数(役員を除く)、⑥主たる業種を明記すること。)

様式第3号（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付決定通知書

様

茅野市長 印

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 研修会、講座等の名称

2 補助金の額 円

3 補助金交付の条件

- ・補助金の経理は帳簿を備え、その支出内容を整備保管し、使途を明らかにしておいてください。
- ・この決定通知書による補助金決定額は、実績報告書の内容により変更することがあります。

様式第4号（第8条関係）

年　月　日

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金変更承認申請書

(宛先) 茅野市長

住所
企業名又はグループ名
代表者氏名

年　月　日付けで申請した補助金について、内容を変更したいので、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 研修会、講座等の名称		
2 変更の内容	変更前	変更後
3 変更の理由		

様式第5号（第9条関係）

指令第 号
年 月 日

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金変更承認決定書

様

茅野市長

印

年 月 日付けで申請のありました内容の変更については、下記のとおり決定しましたので、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 研修会、講座等の名称		
2 変更承認の内容	変更承認前	変更承認後

様式第6号（第10条関係）

年　月　日

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金実績報告書

(宛先) 茅野市長

住所
企業名又はグループ名
代表者氏名

中小企業人材育成等支援事業が完了したので、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定通知書日付番号	年　月　日付け	指令第　号
2 完了年月日	年　月　日	
3 補助金の額*	円	
4 研修等の成果、今後の展開等		



5 提出書類

- (1) 補助事業に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 受講者が補助対象事業を受講したことが確認できる書類等(第4条第1号に規定する受講事業に限る。)
- (3) 補助事業の実施状況が確認できる写真・書類等(第4条第2号に規定する開催事業に限る。)

*: 補助金の額は、補助対象経費(事業支出総額から消費税及び地方消費税相当額などの補助対象外となる経費を除いた額)に補助率(情報サービス業、DX関連講座及びGX関連講座は3分の2以内、その他は2分の1以内)を乗じて算出し、100円未満は切り捨てる。限度額(第4条第1号事業：1人につき1万円、第4条第2号事業：1事業につき5万円)を超える場合は、当該限度額を記入する。

様式第7号（第11条関係）

指令第 号
年 月 日

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付確定通知書

様

茅野市長 印

年 月 日付けで報告のありました補助金については、下記のとおり交付することを確定しましたので、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 研修会、講座等の名称

2 補助金の額 円

様式第8号（第12条関係）

年　月　日

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付請求書

(宛先) 茅野市長

住所
企業名又はグループ名
代表者氏名

茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金について、茅野市中小企業人材育成等支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定又は確定通知書日付番号 年　月　日付け 指令第　号

2 補助金請求額 金 円也

3 振込口座
(1) 金融機関名

銀行
組合
金庫 支店

(フリガナ)
(2) 口座名義

(3) 口座番号 普通・当座 No.